

地方税法等の改正の動向について

現在、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区税に係る主な内容は以下のとおりである。

1 給与所得控除及びひとり親控除の見直し等

(1) 給与所得控除の見直し

令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円に引き上げる。

そのほか、令和9年度分及び令和10年度分の給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。

（注）上記の改正は、令和9年度分以後の個人住民税について適用する。

(2) 所得控除に関わる所得要件の引き上げ

①同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。

②ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を62万円以下（現行：58万円以下）に引き上げる。

③勤労学生の前年の合計所得金額要件を89万円以下（現行：85万円以下）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和9年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) ひとり親控除の見直し

ひとり親控除について、控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和10年度分以後の個人住民税について適用する。

2 ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割と次の金額とのいずれか低い金額（現行：個人住民税所得割額の2割）とする。

道府県民税 77万2千円

市町村民税 115万8千円

（注）上記の改正は、令和10年度分以後の個人住民税について適用する。

3 自動車税関係諸税の総合的な見直し

（1）環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止する。なお、地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。これに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずる。

（2）自動車税及び軽自動車税のあり方

令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。